

第II部

子どもを虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書

1. はじめに

- 三重県では、平成16年3月に議員提案により「子どもを虐待から守る条例」が制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。
- 児童虐待については、全国での虐待相談の増加、重篤事例の発生など大きな社会問題となっており、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、そして親子分離後の児童の家庭復帰・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な対策が行政に求められています。
- 本県においては、平成22年4月に重篤な児童虐待事例が発生したことを受けて、同年10月、県議会の決議がなされ、県と県民、市町、民間団体等が一体となって子どもを虐待から守るため、県は市町への支援の充実、関係機関の連携強化、人材育成の充実等について、万全の措置を講ずることとなっています。
- 県では平成23年度に、市町支援及び連携の検討調査、研修体系の見直し等に取り組み、組織体制や市町との連携強化に向けての取組を推進してきました。
- こうした中、平成24年には県内で虐待により乳児が死亡する事例が8月、10月と2件立て続けに発生しました。この事態を受けて平成25年4月、県は児童虐待対応を行う組織の改正及び職員の増員を行い、さまざまな課題に取り組んでいるところです。
- 本報告書は、条例第28条の規定に基づき、虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、毎年議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものであり、今回は、9回目の報告書として平成24年度の状況を記載しています。

「子どもを虐待から守る条例」(平成16年3月23日公布)抜粋

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(基本的な考え方)

- 第3条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。
- 2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。
 - 3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

(年次報告)

第28条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。